

● **大切なお知らせ** ● **葬儀についての一切の心配が無くなります。**

**生前戒名申込書** 〓 子孫が葬儀をしなくても直葬にはなりません〓 **申込期限…七月三十一日**

融通無碍さまの傘寿を記念して、生前に戒名を望まれる方に「院号居士、院号大師の立派なもの」を差上げ、大般若経にご芳名を記します。大般若経は、毎月第一日曜日午前十時から、施主の永代供養を寺の存続する限り続ける大般若転読法要に使用します。

**万一の時、絶対に軽率に葬儀屋と契約しない事が大切です。ご希望のように葬儀が出来ません。**

■総額…二十万円（内訳Ⅱ大般若経一巻十万円※永代供養の法要に使用します、生前戒名十万円）

■内容…戒名は最高のもを作って差し上げます。（百万円相当の戒名を付けます）

万一の場合、観音院別殿の本堂で葬儀を致します。

■注意事項…身内に葬儀を執行する人が居ない場合、観音院が施主として届け出等を行いますので、本籍地や生年月日等が必要で。その場合には、予め観音院で必要事項を伺い、別紙に記入していただく必要がございます。

■申込方法…必要事項をご記入の上、切り離してご持参ください。ご夫婦でのお申込みも可能です。  
詳細は観音院にお尋ね下さい。

現住所		本籍地		姓名(フリガナ)		生年月日	続柄
公	一	公	一			男 女	
公	一					男 女	
						歳	
						歳	